

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(佐賀県自治修習所設置規則の一部改正)

第一条 佐賀県自治修習所設置規則(昭和五十四年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県消防学校管理規則の一部改正)

第二条 佐賀県消防学校管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

第三条 佐賀県環境センター管理規則(昭和四十九年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第四条 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部改正)

第五条 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則(昭和五十八年佐賀県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県立希望の家管理規則の一部改正)

第六条 佐賀県立希望の家管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県療育支援センター管理規則の一部改正)

第七条 佐賀県療育支援センター管理規則(平成二十一年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

第八条 佐賀県立九千部学園管理規則（昭和五十五年佐賀県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

（佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部改正）

第九条 佐賀県立佐賀コロニー管理規則（昭和四十五年佐賀県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

（佐賀県立みどり園管理規則の一部改正）

第十条 佐賀県立みどり園管理規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

（佐賀県立総合看護学院管理規則の一部改正）

第十一条 佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

（佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正）

第十二条 佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第

六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十八号を第十九号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部改正)

第十三条 佐賀県食肉衛生検査所管理規則(昭和五十六年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県関西・中京営業本部管理規則の一部改正)

第十四条 佐賀県関西・中京営業本部管理規則(昭和五十七年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部改正)

第十五条 佐賀県立有田窯業大学校管理規則(昭和六十年佐賀県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

第十六条 佐賀県工業技術センター管理規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部改正)

第十七条 佐賀県農業技術防除センター管理規則(平成十一年佐賀県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県地域農業改良普及センター管理規則の一部改正)

第十八条 佐賀県地域農業改良普及センター管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

第十九条 佐賀県上場営農センター管理規則(平成二年佐賀県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正)

第二十条 佐賀県農業試験研究センター管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰

り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

第十一条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 分場の職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県農業大学校管理規則の一部改正)

第二十一条 佐賀県農業大学校管理規則(昭和五十九年佐賀県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

第十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 分校の職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県果樹試験場管理規則の一部改正)

第二十二条 佐賀県果樹試験場管理規則(昭和三十七年佐賀県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県茶業試験場管理規則の一部改正)

第二十三条 佐賀県茶業試験場管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県畜産試験場管理規則の一部改正)

第二十四条 佐賀県畜産試験場管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第二十二号)

の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部改正)

第二十五条 佐賀県家畜保健衛生所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十号)

の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県水産振興センター管理規則の一部改正)

第二十六条 佐賀県水産振興センター管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第六

十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県高等水産講習所管理規則の一部改正)

第二十七条 佐賀県高等水産講習所管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第十八

号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第二十八条 佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正)

第二十九条 佐賀県ダム管理事務所管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正)

第三十条 佐賀県佐賀空港事務所設置規則(平成十年佐賀県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部改正)

第三十一条 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則(平成二十年佐賀県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部改正)

第三十二条 佐賀県首都圏営業本部管理規則（昭和五十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

（県税事務所管理規則の一部改正）

第三十三条 県税事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。